

障がい者総合福祉計画具体的施策（平成24年度新規事業）・  
障害福祉サービス等の概要及び実施状況

平成25年 3 月

分野	Ⅱ保健・医療	基本的施策	子どもの障がいの早期発見・早期療育体制の確立
	Ⅲ保育・教育		障がい児の居宅生活の支援等の充実
具体的施策	児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。		
内容	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、児童のサービスの体系が児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援に変更された。事業者がこれらの事業を積極的に実施するよう働きかけを行う。		
実績	市内事業所数（定員） ア 児童発達支援 20か所（183人） イ 放課後等デイサービス 22か所（217人） ウ 相談支援 2か所 エ 保育所等訪問支援 0か所		

分野	Ⅲ保育・教育	基本的施策	障がい児の居宅生活の支援等の充実
具体的施策	児童発達支援センターを拠点とした障がいのある子どもの支援体制について研究します。		
内容	児童発達支援センターは人口10万人に対し1か所の割合で設置されるのが理想とされていることから、その充実と効果的な支援体制について、研究を行う。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の児童発達支援センター 1か所</li> <li>児童発達支援センター職員が障がい児等療育支援事業に参加（平成24年12月7日、平成25年1月29日）</li> </ul>		

分野	V 生活支援	基本的施策	障害福祉サービスの実施
具体的施策	居宅介護、生活介護等のサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保が図られるよう努めます。		
内容	研修等を実施し、施設において医療的ケアを行うことができる人材を育成する。		
実績	<p>地域自立支援協議会（医療部会）において、医療的ケアに関する研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 平成24年9月19日（水）</li> <li>・参加者 63人</li> </ul>		

分野	V 生活支援	基本的施策	自立した生活を支えるサービスの推進
具体的施策	障がい者相談員を設置します。		
内容	障がい者相談員の事務が愛知県から市に移管され、市が相談員を委嘱することとなった。		
実績	<p>ア 相談員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者相談員 7人</li> <li>・知的障がい者相談員 5人</li> </ul> <p>イ 相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者 76件</li> <li>・知的障がい者 9件</li> </ul>		

分野	V 生活支援	基本的施策	自立した生活を支えるサービスの推進
具体的施策	障がいのある人の居場所づくりを支援します。		
内容	<p>【障がい者の居場所・交流の場づくり事業】</p> <p>障がいのある人に居場所を提供する事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1事業につき 年間10万円</p> <p>平成24年度予算 30万円</p>		
実績	<p>3事業の交付を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉ボランティアグループ かたつむり</li> <li>・特定非営利活動法人 にこり</li> <li>・特定非営利活動法人 スローライフ</li> </ul>		

障がい福祉サービス・相談支援の実績

区分	説明	単位	平成24年度			
			見込み量	実績 (H24.12月)	支給決定者 支給決定時間	利用率
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	261	277	455	60.8
		時間	5,286	5,222	12,436	42.0
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	13	8	10	80.0
		時間	1,716	1,236	1,534	80.6
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援を行う。	人	3	9	12	75.0
		時間	9	64	257	25.0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	26	23	32	71.9
		時間	261	250	755	33.1
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	487	474	487	97.3
		延べ日数	9,412	8,160	10,333	79.0
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	4	5	5	100.0
		延べ日数	65	65	102	63.7
自立訓練(生活訓練)		人	12	9	10	90.0
		延べ日数	252	153	217	70.5
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	51	56	76	73.7
		延べ日数	918	959	1,727	55.6
就労継続支援(A型)	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	人	46	50	60	83.3
		延べ日数	988	959	1,369	70.1
就労継続支援(B型)		人	230	261	287	90.9
		延べ日数	3,902	4,234	6,409	66.1
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。	人	3	16	16	100.0
短期入所	介護者が病気などの理由により、施設への短期間の入所が必要な人が対象。夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。	人	101	87	502	17.3
		延べ日数	606	458	2,518	18.1
共同生活援助・共同生活介護	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行う。	人	77	94	94	100.0
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。	人	184	198	198	100.0
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	85	2	11	18.2
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	3	0	0	0
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	3	0	0	0

地域生活支援事業の実績

区分	内容	単位	平成24年度				
			見込み量	実績 (H24. 12月まで)	支給決定者数	利用率	
障がい者相談支援事業	障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。	事業所数	4	4	—	—	
		相談員数	9	9	—	—	
		相談件数	8,083	4,879	—	—	
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。	実施状況	実施	未実施	—	—	
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。	人	1	1	—	—	
コミュニケーション支援事業	聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置する。	手話窓口設置者数	1	1	—	—	
		手話派遣件数	372	324	—	—	
		要約筆記派遣件数	6	3	—	—	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	258	266	466	57.1	
		時間	18,060	17,187			
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う。	市分	事業所数	17	8	215	76.3
			人	156	152		
		他市町村分	事業所数	4	3		
			人	15	12		
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	270	254	373	68.1	
		回	7,536	7,070			
生活サポート事業	障害程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行う。	人	1	0	0		
		時間	15	0	0		
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。	件	836	1,038	32人		
日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。	件	5,404	4,003	—	—	
		介護・訓練支援用具	件	16	10	—	—
		自立生活支援用具	件	46	37	—	—
		在宅療養等支援用具	件	52	30	—	—
		情報・意思疎通支援用具	件	47	21	—	—
		排泄管理支援用具	件	5,243	3,900	—	—
		居宅生活動作補助用具	件	14	5	—	—
更生訓練費給付事業	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	人	6	12	—	—	
施設入所就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。	人	3	1	—	—	
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害のある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進する。	運転免許助成 (件)	5	5	—	—	
		自動車改造助成 (件)	5	11	—	—	

障がい児通所支援

区分	説明	単位	平成24年度		
			実績 (H24.12月)	支給決定者数	利用率
児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	202	284	71.1
		日	1,356	6,394	21.2
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	0	1	0
		日	0	15	0
放課後等デイサービス	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	284	336	84.5
		日	3,720	7,663	48.5
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	0	0	0
		日	0	—	—
障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。	人	0	0	0